

栃木市農業委員会総会議事録

令和7年5月23日

栃木市農業委員会事務局

栃木市農業委員会総会

開催日時 令和7年5月23日（金） 午後2時30分

開催場所 栃木市役所本庁舎3階 正庁

出席委員

1 若色 昭松	2 高際 英明	3 五十畑 節子	4 正田 秀雄
5 長 明美	6 小林真理子	7 柴 賢一郎	8 平本 勲
9 渡邊 昭男	10 狐塚 正直	11 田中 健一	12 山崎 幸行
13 大谷 朗	14 泉田 裕美	15 川嶋 房代	16 川田 久子
17 荒川 則夫	18 石塚 一彦	19 大塚 幸八	20 佐山 耕基
21 生澤 良一			

欠席委員 なし

農業委員会事務局職員

事務局長	熊倉 宜和	次長兼農委総務係長	高久 完治
農地調整係長	田沼 篤	主 査	佐藤 真沙人
主 任	岡 剛伯	主 事	五十畑 博規

会議事件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号	非農地証明願について
議案第5号	農地法第18条の規定による許可申請について
議案第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案に対する意見について
議案第7号	農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画作成（所有権の移転）に係る要請について
議案第8号	推進委員等の最適化活動の点検・評価について
報告第1号	農地法第5条の規定による許可の報告について
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の専決処理の報告について
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の専決処理の報告について
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知受理状況の報告について
報告第5号	使用貸借契約解約通知書受理状況の報告について
報告第6号	行政不服審査法第2条の規定による審査請求書の報告について
報告第7号	行政手続法第36条の3の規定による申出書の報告について

開会の宣言

事務局長

それでは、ただ今から、令和7年5月栃木市農業委員会総会を開会いたします。若色会長よりごあいさつをお願いします。

(会長あいさつ)

事務局長

ありがとうございました。

ただ今の出席委員は21名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、総会規則第5条により、議事の進行は若色会長をお願いします。

議事録署名

議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

栃木市農業委員会総会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

それでは、議事録署名委員は、7番柴賢一郎委員、8番平本勲委員委員をお願いいたします。

会議書記指名

議長

日程第2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局職員の佐藤真沙人氏と岡剛伯氏を指名いたします。

議事

議長

それでは、日程第3の議案審議に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題とします。

なお、番号8番につきましては、6番小林委員に関係する案件のため、農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」の規定に基づき、審議に加われませんので、番号8番とそれ以外に分けて審議いたします。

議長

最初に、番号1番から7番及び番号9番から13番について審議いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

議案書2ページをご覧ください。

今月の申請は、所有権の移転が13件ありました。申請者、土地の表示等については記載のとおりです。

1番・2番については、境界線画定のため、農地を贈与により取得する申請です。譲渡人が別々のため、番号を分けてご案内いたします。

譲受人は、新井町を中心に米を作付しています。申請地でも米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番・4番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。譲渡人が別々のため、番号を分けてご案内いたします。

譲受人は、新井町を中心に米を作付しています。申請地では、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、新井町を中心に米・玉ねぎを作付しています。申請地では、米、玉ねぎを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

6番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、惣社町を中心に米を作付しています。申請地でも、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

7番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、西方町本城を中心に米を作付しています。申請地では、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

9番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、大平町伯仲を中心に米・馬鈴薯・ナス・ピーマン等を作

付しています。申請地では、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

10 番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、藤岡町富吉を中心に米・麦・大根・白菜・ネギ等を作付しています。申請地では、米・麦を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

11 番については、経営規模拡大のため、農地を贈与により取得する申請です。

譲受人は、藤岡町藤岡を中心に米・麦・大根・白菜・ネギ等を作付しています。申請地では、米・麦を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

12 番・13 番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。譲渡人が別々のため、番号を分けてご案内いたします。

譲受人は、岩舟町曲ケ島を中心に米・サツマイモ・ジャガイモ等を作付しています。申請地では、サツマイモ・ジャガイモを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。。

(写真説明)

以上12件の申請につきましては、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長

只今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長
(長委員)

今回の北部調査委員長の5番長です。

今回は私と19番大塚委員、21番生澤委員の3名と事務局2名で、22日木曜日に事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。

今回北部は、所有権移転の申請が7件ありました。

書類審査および現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、

	現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。南部調査委員長お願いします。
南部調査委員長 (石塚委員)	今回の南部調査委員長の18番石塚です。 今回は私と11番田中委員、17番荒川委員の3名と事務局2名で21日水曜日に事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。 今回南部は、所有権移転の申請が5件ありました。 書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 番号1番から7番及び番号9番から13番について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
議 長	異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	次に、番号8番について審議いたします。 先ほど申し上げたとおり、小林委員におかれましては、当該案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。 なお、関係議案が終了後、入室し着席してください。 それでは、議案を審議しますので、小林委員は退席してください。 (6番小林委員退席)
議 長	事務局より番号8番について、説明をお願いします。
五十畑主事	8番については、新規就農者が耕作地として農地を売買により取得する申請です。

		譲受人は新規就農者であり、今年の３月１０日面談し、認定済みであります。 申請地では、ブルーベリーを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。 （写真説明） 以上１件の申請につきましては、法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	南部調査委員長 （石塚委員）	ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。南部調査委員長をお願いします。 今回南部は、所有権移転の申請が１件ありました。 書類審査および現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願い致します。
議 長		ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 （質疑なし）
議 長		発言がないようですので、採決いたします。 番号８番について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。 （異議なしの声）
議 長		異議なしと認め、番号８番は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
議 長		これより、小林委員の入室を認めます。 事務局は小林委員に入室することを伝えてください。 （６番小林委員着席）
議 長		以上で議案第１号については終了いたします。
議 長		次に、議案第２号「農地法第４条の規定による許可申請について」

	を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
佐藤主査	議案書の5ページをご覧ください。 今回は、1件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。 1番については、営農型太陽光発電設備への一時転用です。地図は1ページです。 事業計画者は、水稻を作付けする農業者です。申請地は令和4年4月に営農型太陽光発電設備への一時転用許可を取得しており、許可期間が終了することから再度申請に至りました。 農地の区分は、第1種農地ではありますが、一時転用であるため、不許可の例外規定に該当します。取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。 (写真説明) 以上1件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。ご審議よろしくお願ひいたします。
議 長	ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長お願いします。
北部調査委員長 (長委員)	今回北部は、営農型太陽光発電設備が1件ありました。 書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願ひします。
議 長	ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。 番号1番について、10番狐塚委員お願いします。
狐塚委員	10番狐塚です。 1番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思われるので、ご審議よろしくお願ひします。
議 長	ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

	(質疑なし)
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第2号は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
佐藤主査	議案書の6ページをご覧ください。 今回は6件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。 1番については、一般住宅への転用です。地図は2ページです。 事業計画者は、小山市内の社宅にて生活しておりますが、家族の増加及び子供の成長に伴い、現住居では手狭になり、住宅の建築を計画しました。 父親から実家の隣接地である申請地を提供してもいいと話があったことと、将来的に親の介護が必要になった時のことを考え、申請地を建築地として選定しました。 農地の区分は、皆川地区公民館からから300m以内の第3種農地であり、原則許可です。 取水は上水道、排水は市有水路、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。 (写真説明) 2番については、一般住宅への転用です。地図は3ページです。 事業計画者は、壬生町内のアパートに夫婦2人で居住しております。今後のことを考え住宅の建築を計画しました。 申請地は駅から近く通日も穏やかであることから、申請地を建築地として選定しました。 農地の区分は、野州大塚駅からから300m以内の第3種農地であり、原則許可です。 取水は上水道、排水は市有水路、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番については、砂利採取及び表土置場への転用です。地図は4ページです。

事業計画者は、砂利採取事業を行う法人です。申請地は、良質な砂利の採取が見込まれるため、事業地として砂利採取事業を計画しました。

農地の区分は、農用地であります。一時転用であるため不許可の例外規定に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、一般住宅への転用です。地図は5ページです。

事業計画者は、栃木市内の借家に夫婦2人で居住しております。今後子供が生まれた時を考えると現在の借家は手狭であり、子育てや両親の介護等、今後のことを考え実家近くでの住宅の建築を計画しました。

申請地は実家の近くにあり、お互いの生活を相互に協力できることから、申請地を建築地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当します。

取水は上水道、排水は用排水路、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5番については、貸駐車場への転用です。地図は6ページです。

事業計画者は、東京都品川区に本社を構える電気絶縁用及び関連製品の製造販売を行う企業で、岩舟町静に拠点を構えるサッカークラブを運営する会社の親会社になります。

その会社が主催するサッカーの試合が成立するための駐車場が不足しているため、駐車場の整備を計画しました。

申請地はスタジアム施設に近接しているため選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

	6番については、駐車場への転用です。地図は7ページです。 事業計画者は、岩舟町小野寺に診療所を構える医療法人です。 近年の来院者数の増加や、医師・スタッフの増員計画により日常的に駐車場が不足していることから、駐車場の整備を計画しました。 申請地は診療所に隣接しているため選定しました。 農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、土地の代替性がないため許可基準に該当します。 なお、一部農地を駐車場として利用してきたことについては、始末書が添付されております。 取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。 (写真説明) 以上6件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。ご審議よろしく願いいたします。 なお、3番の案件については面積が30アールを超えるため、県農業会議常設審議委員会に意見を求めます。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長お願いします。
北部調査委員長 (長委員)	今回北部は、一般住宅が3件、砂利採取及び表土置場が1件、合計4件の申請がありました。 書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく願いします。
議 長	ありがとうございました。南部調査委員長お願いします。
南部調査委員長 (石塚委員)	今回南部は、駐車場が1件、貸駐車場が1件、合計2件の申請がありました。 書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく願い

	します。
議 長	ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。 番号1番について、4番正田委員お願いします。
正田委員	4番正田です。 1番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。 特に問題ないと思われますので、ご審議よろしくお願いします。
議 長	番号2番について、1番若色より報告いたします。 2番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。 特に問題ないと思われますので、ご審議よろしくお願いします。
議 長	番号3番、4番について、19番大塚委員お願いします。
大塚委員	19番大塚です。 3番については砂利採取および表土置場への転用、4番については一般住宅への転用です。事務局および調査委員長の説明のとおり 特に問題ないと思われますので、ご審議よろしくお願いします。
議 長	番号5番、6番について、12番山崎委員お願いします。
山崎委員	12番山崎です。 5番については、サッカースタジアムの駐車場への転用、6番は医療機関の駐車場への転用ということです。事務局および調査委員長の説明のとおり問題ないと思われますので、ご審議よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第3号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

	なお、3番の案件については、30アールを超えますので、県農業会議常設審議委員会に意見を求め、許可相当の回答を受理した後、許可することといたします。
議長	次に議案第4号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
岡主任	議案書の9ページをご覧ください。 今回は6件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。 1番については、地図は2ページです。 申請地は1筆で、航空写真等により、平成16年以前から道路として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。 (写真説明) 2番については、地図は8ページです。 申請地は1筆で、航空写真等により、平成11年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。 (写真説明) 3番については、地図は9ページです。 申請地は1筆で、航空写真等により、昭和45年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。 (写真説明) 4番については、地図は10ページです。 申請地は1筆で、航空写真等により、昭和41年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。 (写真説明) 5番については、地図は11ページです。 申請地は1筆で、現況写真等により、山林化の様相を呈しており農地への復元が困難であることが確認できております。スクリーンをご覧ください。

	(写真説明) 6番については、地図は12ページです。 申請地は1筆で、航空写真等により、昭和45年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。 (写真説明) 以上6件について、非農地の証明をすることはやむを得ないと思われま。ご審議よろしくお願ひいたします。
議 長	ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長お願いします。
北部調査委員長 (長委員)	今回北部は、2件の申請がありました。 1件は20年以上、宅地として利用されてきたことを理由とし、1件は20年以上、道路として利用されてきたことを理由としております。 書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でないと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えま。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願ひします。
議 長	ありがとうございました。南部調査委員長お願いします。
南部調査委員長 (石塚委員)	今回南部は、4件の申請がありました。 3件は20年以上、宅地として利用されてきたことを理由とし、1件は山林化していることを理由としております。 書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でないと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えま。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願ひします。
議 長	ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。番号1番、2番について、4番正田委員お願いします。
正田委員	4番正田です。

	1 番、2 番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思われますので、ご審議よろしく申し上げます。
議 長	番号 3 番について、6 番小林委員お願いします。
小林委員	6 番小林です。 3 番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議 長	番号 4 番について、1 8 番石塚委員お願いします。
石塚委員	1 8 番石塚です。 4 番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思われますので、ご審議よろしく申し上げます。
議 長	番号 5 番について、2 番高際職務代理者お願いします。
高際職代	2 番高際です。 5 番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思われますので、ご審議よろしく申し上げます。
議 長	番号 6 番について 1 3 番大谷委員お願いします。
大谷委員	1 3 番大谷です。 6 番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思われますので、ご審議よろしく申し上げます。
議 長	ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第 4 号について、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、議案第 4 号は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議 長	次に、議案第5号「農地法第18条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
高久次長	議案第5号につきましては、農地法第18条の許可申請でございます。 議案書の11、12ページ、及び地図の13ページをご用意ください。 今年3月の総会で所有者不明農地制度を活用する耕作者2名、合計20筆の公示をご承認いただきましたが、その内今回の1番と2番の岩舟町古江の2筆につきましては、農地法に基づく賃貸借契約であり、農地バンクとの賃貸借契約を行うにあたり、農地法の契約を解約する必要があるため賃借人2名から申請があったものです。 賃借人がすでに亡くなっており合意解約ができませんので、譲受人2名から農地法第18条第1項の規定による解約の申入れのが許可申請が提出されました。 この後の流れですが、今回ご承認いただければ、来週27日の常設審議委員会にて意見を伺い、承認されれば、本人宛に許可証を送付します。 その後、民法によって裁定後1年間経過してはじめて、農地法の賃貸借契約の解約となりますので、来年の6月以降に農地バンクとの契約を行う予定です。 なお、所有者不明農地の場合、公示終了後4ヶ月以内に賃貸借契約を行わなければならないため、10月から予定している契約には間に合わないため、この2筆につきましては、民法上の1年経過に合わせて再度公示を行う必要があります。 手続きには一定の期間を要しますが、その間は耕作していても問題ないため譲受人には通知してあります。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。南部調査委員長お願いします。
南部調査委員長 (石塚委員)	今回南部は、2件の申請がありました。 2件はいずれも所有者不明農地であることを理由としております。 書類審査及び現地調査を行いました。許可することが妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いします。

議 長	ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。 番号 1 番、2 番について、1 2 番山崎委員お願いします。
山崎委員	1 2 番山崎です。 1 番、2 番の案件ですが、申請書類に不備はなく、農地の耕作状況も特に問題はないと思われます。所有者が既に亡くなっており、許可することが妥当であると考えます。皆様のご審議よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
荒川委員	1 7 番荒川です。 相続放棄された農地で誰が耕作するのか、誰か耕作できないのか、あるいは今まで耕作していたが、どうしたらいいかわからないという相談をよくされます。今回の場合、実際にどういうプロセスを経て所有者不明農地制度の利用になったのか詳しく説明をお願いします。
高久次長	相続放棄地の農地を所有者不明農地制度を利用して耕作したいという方がいた場合、農業委員会事務局が農地の所有者の戸籍を調査し、相続人がいないか、いた場合には相続を放棄していないか調査を行います。 今回の場合は相続人がいない、またはいても相続を放棄しているケースになります。2 か月間の公示を行い、権利を主張する方がいなければ県農業公社と耕作者で契約を行います。基盤法の契約の方は県農業振興公社との契約を行い、農地法の契約の方は民法上の規定から、解約の申入れの許可の日から 1 年経過後に農地法の契約が解約となり、県農業振興公社との契約となります。 賃料は地域の実情等を踏まえながら決められます。
荒川委員	利用権設定という形を取るのですか。
高久次長	県の農地バンクと耕作者との契約になります。
荒川委員	所有者不明農地に係る固定資産税はどうなるのですか。
岡主任	固定資産税は登記名義人に課税するという大前提があります。今回の場合は、登記名義人が亡くなっており、相続放棄もされており、

	相続人代表者がいない状態です。その場合は課税保留となります。税金は非課税にはなりませんが納めてもらう人がいないため課税保留という取扱いになります。
佐山委員	土地改良賦課金等の未納はどうなりますか。
高久次長	今回、実際に土地改良区から相談を受けたため県に確認しましたが、未納はそのままになってしまいます。また、耕作者の賃料を充当できないかという相談もありました。賃料は法務局に供託され管理されますが、土地改良区の賦課金に充ててしまうと、万が一権利を主張する方がいた場合、その方に賃料を支払わなければなりませんので、できません。
荒川委員	以前、相続土地国庫帰属制度の研修がありましたが、そちらとの兼ね合いはどうなりますか。相続放棄した場合は、もう管理はしなくて良いとなってしまうのですか。
議 長	相続放棄しても、そのままでは国は土地を引き取りません。相続土地国庫帰属制度を利用する場合は、管理費を 10 年分支払います。土地改良区の賦課金より高いので、この制度を利用する人はあまりいないようです。
荒川委員	所有者不明農地制度について、作られた経緯や相続土地国庫帰属制度との違いを教えてください。
高久次長	詳しく調べ改めて報告します。
平本委員	8 番平本です。 所有者不明農地の所有者の土地改良区賦課金は未納が残ってしまうのですか。
高久次長	賦課金は今後も課税され、不能欠損しない限り未納が残ってしまいます。
議 長	他にございますか。 (発言なし)
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第 5 号について、原案の通り許可することにご異議ございま

		せんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり許可することに決定いたしました。 なお、この案件につきましては、県農業会議常設審議委員会に意見を求め、許可相当の回答を受理した後、許可相当の意見を付して県に進達することといたします。
議	長	次に、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題とします。 県農地中間管理機構に関する70件であります。事務局の説明は省略します。
議	長	これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。 (質疑なし)
議	長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第6号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり承認することに決定いたしました。
議	長	次に、議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画作成（所有権の移転）に係る要請について」を議題とします。事務局より法改正による議案の変更内容の説明をお願いします。
高久次長		皆様ご承知の通り、先月から基盤法の売買が廃止され、農地バンクを利用した売買に一本化されました。 農地バンクを利用した売買の手順を簡単に説明いたしますと、まず、譲渡人が売渡申出書を譲受人が買受申出書を農業委員会に提出します。提出された申出書をもとに農業委員会は農地バンクに対する買い受け、売り渡しの案を作成し、農業委員会総会で審議します。その後、市長部局に対して地域計画との整合確認を行い、その回答文書を添付して農地バンクに対し促進計画作成の要請を行います。

なお、これまでの基盤法の所有権移転では農地バンクに売り渡してから譲受人が買うまで数か月かかりました。しかし、地域計画が定められ出し手と受け手がほぼ決まっていることから、農地バンクを利用した売買では売り渡しと買い受けが同時に審議されます。

以上のことをふまえながらご審議をお願いいたします。

議 長 事務局の説明をふまえ、今回の案件は県農業公社に関する4件であります。個別の説明は省略します。

議 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

大塚委員 19番大塚です。
県農業振興公社では30万円以下の農地は取り扱わないということらしいですが、現在も取扱いにおいて規定がありますか。

高久次長 県農業振興公社に確認して改めて報告します。

議 長 他にございますか。
(発言なし)

議 長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第7号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)

異議なしと認め、議案第7号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議 長 次に議案第8号「推進委員等の最適化活動の点検・評価について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

高久次長 本日別紙で配布した議案第8号の資料をご覧ください。この資料は令和6年度の目標に対する振り返りになります。

昨年5月に令和6年度の目標を決めましたが、1年間の実績を総会で審議して県に報告し、ホームページで公表することになっていますので、ご審議いただくものです。

点検評価には農業委員会全体のものと、農業委員・推進委員個人の2種類あります。

まず農業委員会全体の評価は、2 ページから 4 ページまでの成果目標と 5 ページから 6 ページの活動目標の達成状況で決まります。8 ページに「目標の達成状況の標語の適用方法」ありますが、表 2 の各項目でそれぞれ点数を付けて、その合計点数が表 1 のどこに入るかで決まります。成果目標は最適化活動の集積、有休農地、新規就農の 3 つでございます。

まず 2 ページの(1)農地の集積ですが、上から 2 番目の表の一番上に、令和 15 年度までに集積率を 80%にしろという目標があります。これを達成するために、今年度は 333ha 集積して達成して一番上の★の集積率を 52.1%にするという目標を立てました。

それに対して令和 6 年度 1 年間の市の集積の実績は、すぐ下の表の一番左上にありますように 299.8ha でした。この面積は農業振興課に確認したのですが、昨年から大幅に増えたのは集計の方法がこれまでと異なっているためだそうです。

集積率が目標 52.1%に対して年度末の実績が 51.8%でしたので 99.4%の達成率になり、3 点となります。

後から申し上げますが、個人の実績としては一人ひとり厳密には出せないの、全員が地域の面積に応じて同じ割合で集積したという前提で計算しました。

農業委員会の点検結果としては、一番下のとおりになります。

次に 3 ページの(2)遊休農地の発生防止と解消ですが、令和 6 年度 1 年間で市全体で 1 番上の★の 18.4ha 解消するという目標を立てました。

1 年間で解消した遊休農地の面積は 2 つ目の★の 3.6ha でしたので達成率は、19.6%になり 1 点となります。農業委員会の点検結果としては、一番下のとおりになります。

次に 4 ページの(3)新規参入の促進ですが、R6 年度 1 年間の栃木市全体の幹旋面積を一番上の★の 37.7ha にするという目標を立てましたが、実績は 14.9ha でしたので、達成率は、39.5%になり 1 点となります。農業委員会の点検結果としては、一番下のとおりになります。

活動目標については 2 項目あります。

5 ページの上から 2 つ目の★活動強化月間 3 か月以上行うという目標に対し、その下の★印のとおり遊休農地の解消を 3 か月実施しましたので、点数の基準により 1 点となります。

上から 4 つ目の★ですが、新規就農の相談会は 2 名以上の参加を目標にしました。

それに対して実績は 6 ページの一つ目の★のとおり、岩舟町こなら館で開催された相談会に岩舟の委員 3 名が参加しましたので評価

は 1 点ということになります。

農業委員会の評価としては、8 ページの表から農地の集積が 3 点、遊休農地の解消が 1 点、新規就農の促進が 1 点、強化月間の実施が 1 点、新規参入相談会への参加が 1 点で合計 7 点となり、8 ページの表 1 から 5 点以上 10 点未満に入りますので、目標に対して期待通りの結果が得られたという評語になります。

次に農業委員と推進委員推進委員個人の点検評価についてですが、委員 21 人、推進委員 35 人全員が対象となります。

個人も成果目標と活動目標の 2 つが合わさった達成状況になります。

A3の一覧表をご覧ください。こちらは総会のあと回収させていただきます。

まず、一番左上の(1)成果目標についてですが、(1)農地の集積につきましては、個人の実績の積み上げは厳密には計算できませんので、昨年度と同じように令和 6 年度 1 年間の市全体の集積面積 299.8ha を委員 56 名全員で達成したことにしました。

市の農地の集積の達成率が 99.4%ですので、全員が 99.4%として 2 点としました。

次に(2)遊休農地の発生防止と解消ですが、解消された農地がある同じ地域の方の実績として達成率に応じて 4 点とか、2 点とか均等に点数が入っています。また、解消された農地がある地域の方でも達成率が 90%に満たない場合は 1 点となります。また、解消された農地がない地域の方も 1 点となっています。

(3)新規参入の促進についても農地の斡旋のあった地域の実績として、同じ地域の委員の方が均等に 4 点となっています。斡旋のなかった地域の委員は 1 点となっています。

次に真ん中一番上の(2)活動目標についてですが、市全体の目標は委員一人あたり月平均 8 回、年間では 96 日以上という目標を掲げていますが、それに対応する年間活動日数が一番左、左から 2 番目は年間の月平均活動日数となっています。

一番下に全員の年間活動日数が 7,067 日、一人平均 10.5 日とありますが、これが実績になります。ちなみに昨年は 7,407 日で一人平均 11 日でしたので、昨年とほぼ同じように活動できたと考えていいと思います。

その右隣の評定①は 9 ページの表 2 の(2)の活動日数目標を上回ったかどうかで点数が入ります。

また、そのまた右隣の評定②は最適化活動が年間で月平均何日だったかの採点となります。

月平均 13 日以上の方は 12 点、8 日以上の方は 8 点となります。

これらを合計したものが①②合計となります。

先程の(1)成果目標と(2)活動目標の合計点数が右から2番目の総計となり、別表の一番上の【表1】の合計点の分類にありますように、25点以上がA、20点以上がB、15点以上がC、15点未満がDとなります。

AからDの評語ですが、Dでも期待をやや下回るということで、及第点と言う理解でいただきたいと思います。Dの方が15名、期待通りのC以上の方が41名ということで、昨年同様によくやったといえるのではと考えております。

また、この点検・評価結果はあくまで県への報告のための資料ですので、一つの目安になりますが、あまり真に受け過ぎないでくださるようお願いしたいと思います。

なお、個人評価については10ページにある様式3で6月の総会資料とともに委員個人にお送りしたいと思います。推進委員の皆さんにも同様にお送りしたいと思います。

説明は以上になります。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)

議 長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第8号について、原案の通り承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め議案第8号は原案の通り承認することに決定いたしました。

議 長 次に日程第4報告事項に入ります。
報告第1号から、報告第5号までを一括報告とします。事務局の説明は省略します。

議 長 報告事項について発言のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)

議 長 発言がないようですので、報告事項を終わります。

議 長 次に、追加報告がありますので、報告第6号「行政不服審査法第2条の規定による審査請求書の報告について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

高久次長

追加報告についてご説明いたします。

追加議案書の 2 ページをご覧ください。

まず、報告第 6 号ですが、行政不服審査法第 2 条の規定による審査請求書が提出されましたので報告するものです。

件数は 1 件で審査請求人は記載のとおりです。

審査請求に係る処分があったことを知った日は令和 7 年 2 月 21 日です。

審査請求の趣旨及び理由は記載のとおりです。

審査請求の年月日は令和 7 年 4 月 22 日となっております。

続きまして 4 ページをご覧ください。報告第 7 号は、行政手続法第 36 条の 3 の規定による申出書が提出されましたので報告するものです。

件数は 1 件で申出人は記載のとおりです。

法令に違反する事実の内容は、虚偽により農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請及び許可を受けた事です。

当該処分又は行政指導の内容は、農地法第 5 条第 1 項の規定による転用許可の取り消しです。

当該処分の根拠となる法令又は条例の条項は農地法第 51 条第 1 項の四です。

当該処分又は行政指導がなされるべきと思慮する理由は記載のとおりです。

申出の年月日は令和 7 年 5 月 1 日となっております。

なお、今回の追加報告の案件につきましては、今後手続きを進めていくこととなりますが、手続きが進み次第改めて総会でお諮りいたしますので、くれぐれも取扱いに注意くださるようお願いいたします。まずはご報告とさせていただきます。また、農地最適化推進委員の活動には直接関係がありませんので、通知はしておりません。

議 長

先程報告第 6 号と申し上げましたが、報告第 7 号「行政手続法第 36 条の 3 の規定による審査請求書の報告について」も併せて行いましたので、ご了承ください。

熊倉局長

現状は、審査請求書と申出書が提出されたというご報告になります。内容につきましては確認しておらず、まだわかりませんので、情報の取扱いについては、くれぐれも注意していただきたいと思います。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他、皆さんから何かございますか。

(質疑なし)

発言がないようですので、以上をもちまして、令和7年5月栃木市農業委員会総会を閉会いたします。

[閉 会 午後4時3分]

議事録を証するため下記署名いたします。

令和 年 月 日

農業委員長 _____ (若 色)

署 名 委 員 _____ (柴)

署 名 委 員 _____ (平 本)